月刊基金

August 2023



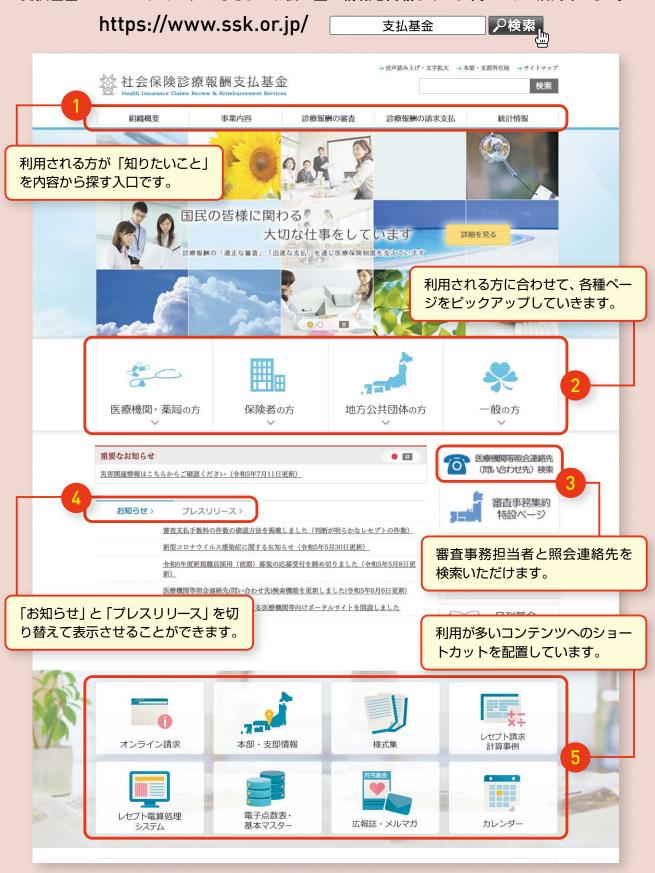
特集 支払基金の事業継続計画(BCP)

トピックス1 審査事務集約を挟んで 審査実績が格段に向上 ~令和4事業年度における事業の状況~

トピックス2 **令和4年度診療報酬等確定状況** (令和4年4月~令和5年3月診療分)

支払基金ホームページをご活用ください

支払基金ホームページでは、みなさまのお役に立つ情報を掲載しています。ぜひご活用ください。



月刊基金

Monthly KIKIN 第64巻 第8号

AUGUST 2023

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命 私たちは、国民の皆様に信頼 される専門機関として、 診療報酬の「適正な審査」と 「迅速な支払」を通じ、 国民の皆様にとって大切な医 療保険制度を支えます。

今月の表紙

JR予讃線・下灘駅(愛媛県)

下灘駅は、瀬戸内海に面した小さな無人駅。日本でも有数の「ホホに海にい駅」としてば、日中は眼前にからない。 日中は眼前では、がる海と空の青さに、夕刻は心である波が茜色に染まる光景に心たまかななががあり、まませんが、あないのがない。 本のんびりと次の列車を待つのも楽しい駅です。

CONTENTS

特集

- 2 支払基金の事業継続計画(BCP)
- 8 理事就任のごあいさつ

トピックス1

- 9 審査事務集約を挟んで 審査実績が格段に向上 ~令和4事業年度における事業の状況~
 - 審査委員長に伺いました。
- 14 レセプトから医師や患者の想いを汲み取る 干葉県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長 伊達 裕昭

トピックス2

- 16 令和 4 年度診療報酬等確定状況 (令和 4 年 4 月~令和 5 年 3 月診療分)
- 22 保険者からの再審査請求において 「原審どおり」となる事例の解説
- 24 特定健診等の実績報告の オンライン提出に関するご案内
- 25 インフォメーション 支払基金の人事異動

昨今の災害時等の状況を踏まえ、

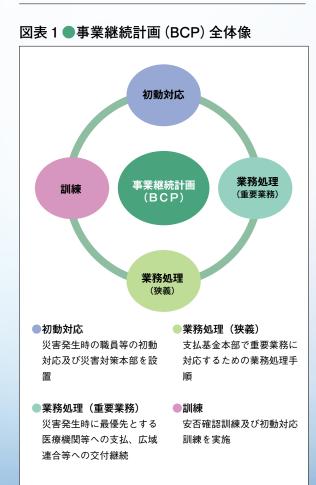
支払基金の事業継続計画(BCP)を策定しましたので、そのポイントをご紹介します。

大切な医療保険制度を支えるという使命を果たすべく、 支払基金では、 診療報酬等の支払継続を 首都直下地震や南海トラフ地震をはじめとした大規模地震等が発生した場合においても、 「最優先すべき重要業務_ 国民への医療提供を行う保険医療機関等の運営に支障が生じないよ と位置付け、 事業を継続してまいります。 我が国における

B C P

効率的な構成となっています。 の状況下においても実効性のある 要業務)」、 像は、「初動対応」、「業務処理(重 「訓練」 今般、まずは、「初動対応」及び 事業継続計画 この細分化により、 0) 4項目の構成としてお 「業務処理(狭義)」、 B C P 災害発生 の全体

> 義)」 ています。 年11月を目途に策定することとし 策定し、 業務処理 ٤ 「訓練」 残りの「業務処理 (重要業務)」 (図表1) については、 につ 1 狭 本 7



事業継続計画 (初動対応)

本事業継続計画(初動対応)は、事業継続計画(初動対応)は、

初動対応(基本方針)本部の設置等について定めています。

災害対策本部の設置

長室に災害対策本部を設置します。時間以内)に支払基金本部及び地方組織の所在地で震度 5 強以上地方組織の所在地で震度 5 強以上地方組織の所在地で震度 5 強以上地方組織の所在地で震度 5 強以上地方組織の所在地で震度 5 強以上地震以外の非常災害が発生し、理事長が必要と判断したり、できない。

(図表2)

員やその家族の安全確保を第一義

とした基本方針を定めた上で、

①初期消火

③ 救 護 難 害における人的、物的な被害を最において、災害発生時は、非常災

事業継続計画における初動対応

小限にとどめることを目的に、職

代替センター・分室及び

代替事務局の設置

ロック内に設置し、被災したセン及び代替事務局を、原則、同一ブ務処理を行う代替センター・分室なった場合は、被災地方組織の業なった場合は、被災地方組織におい災害が発生した地力組織におい

ています。

実施します。 (図表3)

トの審査事務等に係る業務処理を

ター及び分室に代わり電子レセプ

について、具体的行動事項を定め

⑥帰宅指示

⑤安全確保のための待機指示

④職員等の安否確認

図表2●災害対策本部設置基準及び構成員

囚我と●火告为泉本即改直至平及∪情成員					
設置基準	支払基金本部及び地方組織の所在地で震度5強以上の地震又は地震以外の非常災害 が発生し、理事長が必要と判断した場合				
	災害発生から60分以内 (勤務時間外の場合はおおむね6時間以内) に設置				
	本部長	理事長			
	副本部長 専務理事				
構成員	本部員	理事長が指名する常勤理事、理事長特任補佐(経営企画部担当)、リスク管理役、執行役、経営企画部長、財政部長、 人事部長、事業統括部長、審査運営部長、審査統括部長、 システム部長、財政調整事業部長及び事業資金管理部長			
	事務局	リスク管理課及び経営企画部職員			

図表3●代替センター・分室及び代替事務局

., .		
被災地方組織	代替センター等	備考
センター・分室	原則、同一ブロック内のセンター又は分室に設置 (例) 東京センターが被災した場合、埼玉センター	_
事務局	原則、同一ブロック内のセンター又は分室に設置 (例) 神奈川事務局が被災した場合、東京センター	石川・香川センターを除く

最優先すべき重要業務

場合、支払基金本部及び地方組織 た資源を効果的に投入し優先度の の事務所・職員等が自らも被災し、 高い業務を継続する必要がありま 社会的使命を果たすため、限られ おいても、支払基金に求められる できる資源に制約がある状況下に 人員、施設、資機材、情報等利用 震をはじめ大規模災害が発生した 首都直下地震又は南海トラフ地

> 基本的な考え方 支払継続に係る

場合は、これまでと同様、直近3 滅失等でレセプト請求ができない 療機関等が、診療録やレセコンの 助法の指定地域に所在する保険医 に厚生労働省通知により、 事業継続計画については、 災害救

支払基金における事業継続計画

事業継続計画 (重要業務)

とを前提とし、策定しています。 め、事業継続の基本的な考え方を 優先度の高い業務を重要業務と定 災害発生時においても継続すべき 信が2週間程度で順次復旧するこ イフラインが1か月程度、 示しています。 なお、本計画は、被災地域のラ 事業継続計画 (重要業務) 情報通 では、

(2)び訪問看護ステーション並び 支払継続 に分娩機関への診療報酬等の

都道府県等及び市町村への交 付金の交付継続 後期高齢者医療広域連合、

では、 障が生じることがないよう、最優 国民に対する医療提供を継続する 先すべき重要業務を次のとおり定 ため、保険医療機関等の運営に支 事業を継続します。 大規模災害が発生した際に、

> り受付期間を延長してもレセプト ないなど、やむを得ない理由によ 事務職員等が被災により出勤でき 録やレセコンは滅失していないが

請求ができない場合は、厚生労働

保険医療機関、保険薬局及

支払基金独自の対応

処理を実施

月請求の診療報酬等において精算 月分を概算額で支払います。 に基づき、災害が発生した月1か 応として、直近3か月の支払実績 省の了解の下で支払基金独自の対

療報酬等の支払継続 訪問看護ステーションに対する診 -保険医療機関、保険薬局及び

を延長し、可能な限り確定額にて 診療報酬等を支払います。 る電子レセプト請求医療機関等に の請求が10日までに請求困難とな ついては、原則20日まで受付期間 通信障害等により電子レセプト

次の保険医療機関等について、支 労働省通知を超えた対応として、 また、災害救助法に基づく厚生 支払います。(精算なし) か月の支払実績に基づき概算額を

さらに、災害救助法の指定地域

の保険医療機関等において、

能な限り確定額で支払います。 3日後まで受付期間を延長し、可 関においては、10日及び25日とさ 関においては、10日及び25日とさ 関においては、10日及び25日とさ 支払基金独自の対応

機関等 (図表4のD)

できない紙レセプト請求医療 (図表4のD) 窓療機関等(図表4のD) により、紙レセプトの処理がにより、紙レセプトの処理がにより、紙レセプトの処理がにより、紙レセプト請求

媒体レセプトの読み込みが完により、原則20日までに電子業務処理が困難となったこと

プトの請求ができない保険医

療機関等(図表4のC)

支払基金地方組織が被災し

得ない理由により、

電子レセ

付期間を延長しても、やむをていないが、原則20日まで受

① 診療録やレセコンは滅失し(図表4)

図表4●災害発生時における診療報酬等の支払継続

分娩機関に対する出産育児一

時金等の支払継続-

	請求	於形態別医療機関等	災害救助法に基づく 厚労省通知における対応	支払基金独自の対応
		診療録、レセコン等の 滅失、棄損に りレセプト請求ができない医療機関等	概算額で支払 (精算なし)	_
オンライン		診療録、レセコン等が 滅失、棄損して ない医療機関等		
請求医療機関等	a まままでは、		_	確定額で支払
		C) 受付延長期間20日までに請求が できない	_	概算額で支払 (精算あり)
		診療録、レセコン等の 滅失、棄損に りレセプト請求ができない医療機関等	概算額で支払 (精算なし)	_
		診療録、レセコン等が 滅失、棄損して ない医療機関等		
電子媒体請求医療機関等		B)受付延長期間20日までに請求が できる	_	確定額で支払
		C) 受付延長期間20日までに請求が できない	_	概算額で支払 (精算あり)
	D) 支払基金で電子媒体が読込できない 医療機関等		_	概算額で支払 (精算あり)
		診療録、レセコン等の 滅失、棄損に り レセプト請求ができない医療機関等	概算額で支払 (精算なし)	_
請求省令で義務化 を免除された医療 機関等)		支払基金で紙レセプトの処理ができ い医療機関等	_	概算額で支払 (精算あり)

<mark>(注)災害救助法の指定地域に所在する医療機関等が対象である。(Dの医療機関等を除く。)</mark>

同様の考え方により、災害救助法 対応として、次の分娩機関につい に基づく厚生労働省通知を超えた います。 (図表5) て、支払基金独自の概算額で支払 ※正常分娩分・異常分娩分は原則13日、 また、診療報酬等の支払継続と D できない分娩機関 紙の専用請求書の入力が完了 により、13日及び28日*まで 業務処理が困難となったこと ない分娩機関(図表5のC) 産育児一時金等の請求ができ やむを得ない理由により、出 日及び28日※まで延長しても、 していないが、受付期間を13 に、電子媒体の読み込み及び 支払基金地方組織が被災し 出産に関する記録等は滅失 (図表5の 正

常分娩支払早期分は原則28日

図表5●災害発生時における出産育児一時金等の支払継続

	請求形態別分娩機関	災害救助法に基づく 厚労省通知における対応	支払基金独自の対応
	A)出産に関する記録等の 滅失、棄損 により請求できない分娩機関	概算額で支払 (精算なし)	_
	出産に関する記録等が 滅失、棄損し ていない分娩機関		
電子媒体請求 分娩機関	B) 受付延長期間13日及び28日 までに請求ができる	_	確定額で支払
	C) 受付延長期間13日及び28日 までに請求ができない	_	概算額で支払 (精算あり)
	D) 支払基金で電子媒体が読込できない分娩機関	_	概算額で支払 (精算あり)
紙の専用請求書	A)出産に関する記録等の 滅失、棄損 により請求できない分娩機関	概算額で支払 (精算なし)	_
分娩機関	D) 支払基金で紙の専用請求書の処理 ができない分娩機関	_	概算額で支払 (精算あり)

⁽注) 災害救助法の指定地域に所在する分娩機関が対象である。(Dの分娩機関を除く。)

精算処理

は、直近3か月平均の支払につい ては、直近3か月平均の支払実績 では、直近3か月平均の支払実績 に基づき支払額を算出し概算額に より支払い、翌月請求の診療報酬 等において精算処理を行います。 (図表6) (図表6) (図表6) なお、支払基金独自の概算払い に伴う不足資金は、不足額の確保 なが充当方法について、厚生労働 なが充当方法について、原生労働 なが充当方法について、原生労働

図表6●支払基金独自の概算払い・精算処理

災害発生月の翌月	災害発生月の翌々月
概算額で支払 (直近 3 か月平均) (a)	精算処理 ・レセプト審査(災害発生月分) ・災害発生月分の確定額算出(b) ・概算支払額(a)ー確定額(b)=精算額 ・保険者請求

定することとします。

交付金不足額の確保

に充当することで対応します。 は、制度ごとに、前々年度剰余金、 は、制度ごとに、前々年度剰余金、 は、制度ごとに、前々年度剰余金、 が、で付金に不足額が生じた場合

等への交付継続後期高齢者医療広域連合

の後期高齢者交付金 ① 後期高齢者医療広域連合へ ① 後期高齢者医療広域連合へ 医療給付費等に充てるための次の 医療給付費等に充てるための次の

等への前期高齢者交付金 都道府県国保及び国保組合

及び地域支援事業支援交付金市町村への介護給付費交付金

3

交付額

交付額については、年度当初に交け額に災害が発生した場合は、前付しますが、年間交付額が決定する前の4月16日から4月30日までの間に災害が発生した場合は、前の間に災害が発生した場合は、前の間に災害が発生した場合は、前の間に災害が発生した場合は、前の間に災害が発生した場合は、前人の間に災害が発生した場合は、前人の間に災害が発生した場合は、年度当初に

支払基金においては、過去に発生した阪神淡路大震災や東日本大作ルス感染症拡大等の災害時において、災害救助法や国からの要請に対する対応、支払基金独自の対応を行い、国民に対する医療提供応を行い、国民に対する医療機関等の運営に支障が生じないよう、保管医療機関等に対し迅速な支払対応を行ってきたところです。

定しました。 学が発生した場合において、人的、等が発生した場合においてとどめた上物的な被害を最小限にとどめた上物的な被害を最小限にとどめた上物のな人族医療機関等への支払継続で、保険医療機関等への支払継続計画を最優先すべき重要業務と定めました。

対応してまいります。
が国の医療保険制度を支えるようが国の医療保険制度を支えるようし、大規模災害時においても、我は、大規模災害時においても、我が国の医療保険制度を支えるようが国の医療保険制度を支えるよう

後に

事就任のごあいさ

令和5年7月1日付けで山崎章一氏が専務理事に、播磨俊郎氏が理事に就任しました。

山^ゃま 崎^さ

章。 しょういち

このたび令和5年7月1日付 専務理事

多方面から注目される組織とも では、医療DXの担い手として、 療DXの推進に関する工程表 払基金改革を進め、その実績を 効率化・高度化、 示す時期となっています。 合理な差異解消を目的とした支 一方、本年6月に示された「医 支払基金は審査事務の 審査結果の不

上を目指しております。 10%とし、審査実績の更なる向 10月には目視対象レセプトを に審査事務集約を実行し、本年 支払基金改革では、 昨年10月

と考えております。

基金への信頼に結び付いたもの のであり、たゆまぬ努力が支払

なっています。

ながら、職員とともに不断の努 対して、ていねいな説明を重ね 成果について、関係者の方々に けて貢献してまいりたいと考え 力を続け、改革の目標達成に向 そのためには、改革の取組と

ております。

けで専務理事に就任いたしまし

ジュール化」といった先駆的な 発・運用といった実績によるも 令和3年9月のシステム刷新に としてクローズアップされてき 査」と「迅速な支払」の遂行、 たのは、診療報酬の「適正な審 実施主体として期待される組織 格確認等システムの円滑なる開 IT技術の採用、オンライン資 おける、「クラウド化」や「モ また、支払基金が医療DXの

うことなく、全力を尽くす所存 ながら、医療DXでも日本の医 でございます。 飛躍していくために、信頼を失 療保険制度を支える組織として 今後も、支払基金改革を進め

いさつとさせていただきます。 心よりお願い申し上げて、ごあ 皆さま方のご協力・ご支援を 制度に関わってきました。 CTを活用した審査支払業務の 現在支払基金においては、

Ι

さつとさせていただきます。

心よりお願い申し上げ、ごあ

り組んでいければと存じます。

皆さま方のご支援、ご協力を

康寿命の延伸のための支援に取 適正化を図り、国民の皆様の健 性と品質の向上による医療費の 医療保険関係者にとっての利便 を全うすべく尽力することで、 前職で培った業務経験をベース テム関連、財務、制度設計等、 ての実務経験はもちろん、シス 験はありませんが、保険者とし

に、支払基金が果たすべき使命



就任のごあいさつ

就任のごあいさつ

理事

播^は
磨ま

俊ヒ 郎ぉ

変容の促進といったポピュレー センティブを活用したライフロ 保健指導・重症化予防といった 健診事業運営の見直しを経て、 ともに、オンライン資格確認等 振り出しに、財務、商品企画、 株式会社に入社し、支店営業を 険者としての立場から医療保険 健事業への取組等を通じて、 ション・アプローチ等の各種保 グ記録等による生活習慣の行動 ハイリスク・アプローチ、イン データヘルス計画に基づく特定 の取組を行ってきました。また システムに対する保険者として 健保業務のDX化を推進すると 組合に常務理事として出向し、 平成28年より野村證券健康保険 システム部門等に在籍した後、 けで理事に就任いたしました。 私は大学を卒業後、野村證券 このたび令和5年7月1日付

> でもあります。 取組等、データヘルス改革の中 それを核とした各種医療DXの 関受診等の核となるオンライン 支払基金改革に取り組むととも 効率化と審査事務集約化による 核機能としての重責を担う立場 資格確認等システムの運営及び に、マイナ保険証による医療機 私自身は支払基金での業務経

審査事務集約を挟んで審査実績が格段に向上

~令和4事業年度における事業の状況~

支払基金では、令和4年度を審査事務の集約を実行する「新生支払基金を創建する年」と位 置付け、組織体制を刷新しました。

この度、令和4年度における支払基金の取組を「事業状況報告書」として取りまとめましたので、その中から審査事務集約後における審査実績の成果を示して、これまでの取組をご紹介します。

目標を設定し、審査の質の充実を図るため取り組んでいます。審査電子レセプトの審査事務を担当することから、原審査における確実な審査事務と再審査(電子レセプト請求分、併設事務局の紙レセプト請求分)における確実な変

応じた目標の設定新組織の役割に

1

10月に支部完結型の業務実施体制の月に支部完結型の業務実施体制へ転換し、電子的な業務実施体制へ転換し、電子的な業務実施体制へ転換し、電子のなる「審査事務センター(分室)」と、各都道府県に引き続き設置と、各都道府県に引き続き設置と、各都道府県に引き続き設置して、各部道府県に引き続き設置して、

事務センター(分室)と審査委員組織改革後の新組織では、審査組織改革を行いました。

実績の向上に向けた具体的な数値

会事務局各々の役割に応じ、

割合100% の審査事務実施レセプトの 日視対象レセプトに対

す

目視対象に振り分けられたレセ 目視対象に振り分けられたレセ ます。ただし、当該数値だけを評 ます。ただし、当該数値だけを評 でるものではなく、他の目標と

センター・分室

実施に向けた目標を掲げ、審査委員会事務局においては、審査委員会の審査補助業務や紙レセプトの審査における確実な審査の補助と審査における確実な審査の補助と事審査(紙レセプト請求分)における確実な処理の実施に向けた目標を設定しました。

とを目標として設定しています。ら、従前の当該点数を確保することか員の審査に大きく貢献することか

査定点数の半減 タチェック解除分の再審査 当たり原審査時コンピュー

コンピュータチェックの対象と なったレセプトを職員が的確に処 理することを目標として設定して 理することなく原審査で対応でき になることなります。

原審査の査定理由の記載割合は、ほぼ100%となっていますが、例えば査定内容として医薬品が過剰と査定された場合に、投与日数が過剰なのか等、査定の理由が医療機関なのか等、査定の理由が医療機関なのか等、査定の理由が記載割合は、

務局の紙レセプト) 〇点ち告示・通知に係る査定点数のうたり再々審査査定点数のう

(目標:0・47点)

再々審査に持ち込まないことを目で的確な処理をすることにより、っの算定ルールに基づく再審査の知の算定ルールに基づく再審査の知の算定ルールに基づく再審査の

標として設定しています。

事務局

100% る審査実施レセプトの割合の目視対象レセプトに対す

目視対象に振り分けられたレセ 間視対象に振り分けられたレセ をして設定しています。ただし、 として設定しています。ただし、 として設定しています。ただし、 として設定しています。ただし、 としてでは 当該数値だけを評価するものでは

(目標:0・35点)審査査定点数の半減当たり疑義付箋貼付分の再

ために設定しています。
プトを審査委員が確実に判断する

由」の記載割合〇% ち「適切でない審査結果理義付箋貼付分を除く)のうる 電点 (登) 理由 (疑)

原審査の査定理由の記載割合は、ほぼ100%となっていますが、例えば査定内容として医薬品が過剰と査定された場合に、投与日数が過剰なのか等、査定の理由が医療機関に正しく伝わるための記載とするために目標として設定しています。

□の点数(単独設置事務局の紙とお告示・通知に係る査定点をり再々審査査定点数のうかのののでは、

再々審査に持ち込まないことを目のの算定ルールに基づく再審査の知の算定ルールに基づく再審査の知の質定ルールに基づく再審査の知の質定ルールに基づく再審査の

標として設定しています。

2 向けた取組数値目標達成 成に

いります。 続き目標達成に向けて実行してま 次のとおり取り組んでおり、 おいて、それぞれの役割に応じて 者、その進捗管理を行う管理職に 数値目標達成に向けた取組とし 審査事務を担う審査事務担当 引き

①担当者ごとの PDCA管理

理 策を策定しています。 りが発生しないよう具体的な対応 ツール」で対応策を確認し、 ルチェックを行うことで同 とともに、当月の審査事務時に同 審査結果の確実な分析検証を行う PDCA管理ツール」を用い、 事例の確認、 「職においては、「PDCA管理 審 査事務担当者にお 係長等によるダブ いて 一の誤 指導 は

> います。 のフォローアップを確実に行って 助言を行うとともに対応策実施後

②本部における要因分析 (14日頃)

ています。

より、 なって目標達成に取り組んでいま 組織長に指示しています。これに 要因分析及び対応策の策定を地方 じた場合、各拠点における詳細 低下や突発的な数値の変動等が生 分析を行い、継続的な審査実績 毎月の審査実績について、 ブロックごとに担当者を定め、 本部と地方組織が一体 本部

3 目標達成会議 (18日~23日頃)

の要因分析を行い、 局)ごとに毎月開催し、 した上で対応策を策定しています。 61拠点(センター・分室・事 職員間で議 審査実績 務

4 ブロック幹部会議 (月末)

本部役員を交えてブロックごと

務

員間の円滑な連携体制を構築する職

ともに、

拠点が異なる審査委員と職

絡・調整を地域的にフォローすると

び今後の対応等について報告を受 ことで目標管理体制の強化を図っ けるとともに、懸念点を議論する ている数値目標の要因分析結果及 に毎月開催し、本部から指示され

による出身県別打合せ会 (5日頃) ●リエゾン (地域別担当管理職) ※

ます。 論し、 審査実績の分析や課題について議 診療科の代表職員と各県担当のリ エゾンにおいて打合せ会を開催し、 います。このことから、出身県の 療機関に係る審査事務を担当して いては、現在、職員は出身県の医 審査事務センター(分室)にお 目標達成会議へ提言してい

※リエゾン(地域別担当管理職 会事務局と審査事務センターとの連 診療科を越えて横断的に審査委員

> 3 果) 審査事務集約後の

が向上しました。 事務集約後の年度後半においても 半において支部が一丸となって審 事務集約を見据え、 着実に実施してきました。その結 審査実績が低下しないよう、 査実績の底上げに取り組み、審査 「数値目標達成に向けた取組」を これまで、 前年度と比較し、 令和4年10月の審査 令和4年度前 格段に実績

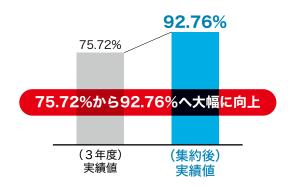
よう周知しました。 (次ページ図 応策を検討し、 目標については、改善に向けた対 なお、審査実績が低下した数値 確実な処理となる

麦

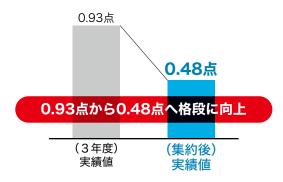
図表●審査事務集約後の審査実績(令和3年度と比較した成果)

センター・分室

目視対象レセプトに対する審査事務実施レ セプトの割合100%

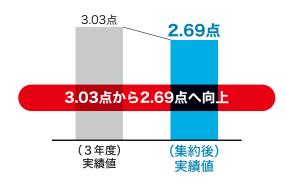


目視対象レセプト1万点当たり原審査時コ ンピュータチェック解除分の再審査査定点 数を半減(目標:0.47点)

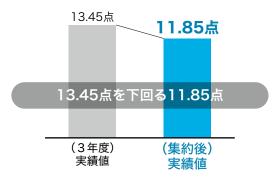


集約後の実績は、3年度の実績値からほぼ半 減となり、概ね目標を達成した

原審査請求100万点当たり再々審査査定点 5 数のうち告示・通知に係る査定点数(電子 レセプト、併設事務局の紙レセプト)0点

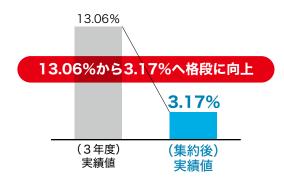


目視対象レセプト1万点当たり職員が疑義 付箋を貼付したレセプトの原審査査定点数 について、令和元年度から令和4年度の最 も高い点数(目標:15.41点)



※審査委員に審査結果の根拠を確認し、疑義付箋を貼付するよう周知徹底

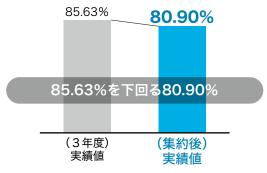
審査結果(査定)理由(疑義付箋貼付分) のうち「適切でない審査結果理由」の記 載割合0%



適切でない記載等を3年度の実績値から4分 の1に減少させた

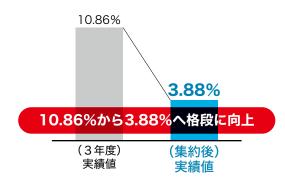
事務局

- 目視対象レセプトに対する審査実施レセ プトの割合100%
- 目視対象レセプト1万点当たり疑義付箋 貼付分の再審査査定点数の半減(目標: 0.35点)

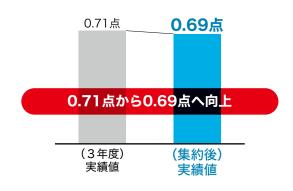


※目視対象レセプトに対する確実な審査の実施を審査委員会に丁寧に説明

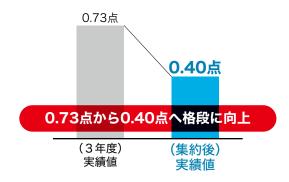
審查結果(查定)理由(疑義付箋貼付分 を除く) のうち「適切でない審査結果理 由」の記載割合0%



適切でない記載等を3年度の実績値から3分 の1に減少させた



原審査請求100万点当たり再々審査査定 点数のうち告示・通知に係る査定点数(単 独設置事務局の紙レセプト)0点



集約後の実績は、3年度の実績値からほぼ半 減となり、格段に実績が向上した

伊達裕昭 千葉県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長

汲み取る

レセプトから医師や患者の想いを

医師として

く訊かれますが、私が大学を卒業し

医師を志したきっかけ

り医師になるのはいいなと思い、決 でロンドンに出ていく姿に、やっぱ 鉱で働く若い医師がキャリアを積ん 事はすごい仕事だと思っていました。 心しました。 の『城砦』で、イギリスの田舎の炭 高校生の時に読んだクローニン著書 ツァーの伝記を読み、医師という仕 幼い頃から野口英世やシュバイ は

なぜ脳神経外科を選んだのかとよ

ださったことがきっかけです。 学が主流となり、論理的でとても分 科で、非常に活気がありました。従 の先生方が情熱をもって指導してく 来のドイツの医学からアメリカの医 かりやすく、当時勤務していた病院 た頃はまだ脳神経外科は新しい診療

-診療において心掛けていること

で、子どもの患者さんと接する際 長く小児病院に勤務していたの

> います。 は、子どもの目線に立つことが一番 たちに信頼してもらえるようにして どもたちはとても正直なので、嘘を と言って、痛いことをしてしまうと わるよ」と伝え方を工夫し、子ども れてしまうので、「痛いけど、すぐ終 「裏切られた、嘘を言う人だ」と思わ えば、注射をする時に「痛くないよ」 言わないように心掛けています。例 大切だと思っています。それから子

相手にしていることにもなりますの また、小児の治療においては親を

> らも、親の意見も大切にしています。 で、子どもの気持ちを大切にしなが

審査委員として

-審査委員になり感じたことは

ら、これまで自分は保険診療を意識 プトを見ていました。審査をしなが 釈と格闘しながら一つひとつのレセ 審査委員になってから、点数表の解 とは知っていましたが、保険診療に 通る、通らないといった大雑把なこ はっきりと認識しましたね して診療はしていなかったことを ついて何も分かっていませんでした。 審査委員になった当時は、保険に

事だということを、日頃から話すよ がら、保険診療を意識した診療が大 診療が萎縮しないように気をつけな 医師にも、彼らがやろうとしている たという思いが強く、勤務先の若い うにしていました。 審査で色々なことを教えてもらっ

普段の診療において、保険診療のこ 自分自身もそうでしたが、 医師は

とをなかなか意識していないと思うので、査定事由A・B・C・Dのみで適応外や過剰等と言われても納得できないことがあります。ですから、きちんと説明をして医療機関の皆さんに納得してもらおうという気持ちを常に持っています。これは保険者を常に持っています。と思っています。

ることは――審査委員長として大切にしてい

大切だと思っています。
と切だと思っています。各症例に対して合理的な説明をすることがに対して合理的な説明をすることがに対して合理的な説明をすることがに対して合理的な説明をすることがに対して合理的な説明をすることがいるところにあります。各症例に対して合理的な説明をすることがコンピュータだったら0か1か、コンピュータだったら0か1か、

する考え方は様々で、意見を一つに査委員によって保険診療の審査に対審査委員会の運営については、審

スで落としどころを探しています。見がバッティングした時は、それぞれの話をよく聞き、ケースバイケー



審査事務集約後の変化に

―職員との連携や事務局の雰囲気

について

やり取りはできています。ていた職員とはチャット等を通して特に日頃からある程度気安く話をし

事務局に残った職員は、とても忙

しくなったように感じます。半数近くの職員が東京の審査事務センターへ転勤してしまい、事務局に残ったやその他、これまで千葉支部にいたやその他、これまで千葉支部にいた人数で行っていた業務をこなすのはとても大変だと思います。

審査委員会においては、在宅審査自由度が高くなった一方、伝達事項自由度が高くなった一方、伝達事項や審査委員の合意が必要となる第二次審査等の出席率は低くなったように感じます。審査の利便性が高くなることは良いことですが、審査委員会としての意義をどのように考えていくか、難しい判断を迫られているのではないかと思っています。

―都道府県間の審査事務レセプト

交換について

れているのではないでしょうか。は感じていません。審査事務センは感じていません。審査事務セン

―審査取決事項の統一について

千葉県では、国保との意見交換会や医師会の保険診療委員会が行われていますが、現在は全国的な審査のを報告する形になっています。しかを報告する形になっています。しかされていない取決は多く潜んでいます。これからの課題だと思っています。

プライベートについて

–健康を保つ秘訣は

ストレスをいかに残さないようにするかが大切だと思っています。「運 音分ができることを最大限努力すれば、あとは神様がちゃんとやってく れる、神様にしか分からないと思うようにしています。結果に対して自 分がああすれば良かった、こうすれば良かったとなるべく思わずストレ

スを残さないように心掛けています。

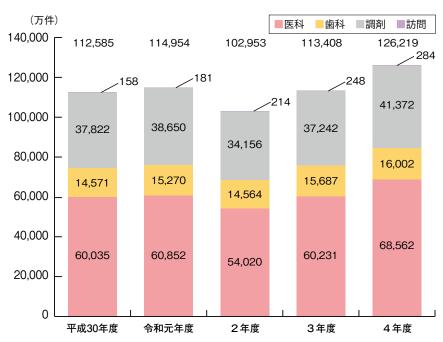
令和4年度

蜂確定狀況

(令和4年4月~令和5年3月診療分)

令和4年度の診療報酬等確定状況について、概要を紹介します。

図表 1 - 1 ●確定件数の状況



平成30年		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
	総計	112,585	114,954	102,953	113,408	126,219
件 数	医科	60,035	60,852	54,020	60,231	68,562
	歯科	14,571	15,270	14,564	15,687	16,002
(万 件)	調剤	37,822	38,650	34,156	37,242	41,372
	訪問	158	181	214	248	284
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
対	総計	3.0	2.1	▲ 10.4	10.2	11.3
年	医科	2.4	1.4	▲ 11.2	11.5	13.8
対前年度増減率	歯科	3.7	4.8	4 .6	7.7	2.0
	調剤	3.6	2.2	▲ 11.6	9.0	11.1
%	訪問	18.3	14.9	18.0	15.7	14.8

6 令和4 219万件 (対前年度増減率

年度確定件数は総計で12

1

28*の確定件数が3・2倍に増加 図表1-2を参照してください。 額が6・0%と増加したのは、 令和4年度に件数が11・3%、 診療種別については、 図表1-1 法別 金

感染症に係る給付を行う公費である。

法別番号であり、新型コロナウイルス

染症等の患者の入院

(同法第37条)

0)

対する医療に関する法律による一類感 感染症の予防及び感染症の患者

023億円 11・3%)、確定金額は総計で14兆4 (+6 6 0%) でした。

流行による受診増の影響です。

たなど新型コロナウイルス感染症の

セ の

ると、 の増でした。 兆5402億点で対前年度4・ 6・2%の増でした (図表2)。 ナ関連点数※を除く総点数では、 電子 1兆6324億点で対前年度 i セプトの総点数の推移をみ コロ 1 %

臨時的取扱の点数を集計したもので (法別28) の公費対象点数、 コロナ関連点数とは、 診療報酬 類 感染

図表 1 - 2 ●確定金額の状況

の診療科別

3

医 の

科

年度6・ 計 は 1

0 % の

増でした。

点数 対 口

の合

点数を除くと対前年度4・1%

0)

増

6・2%の増でしたが、

コ

関連

兆6324億点で

前

年

度

を除く)

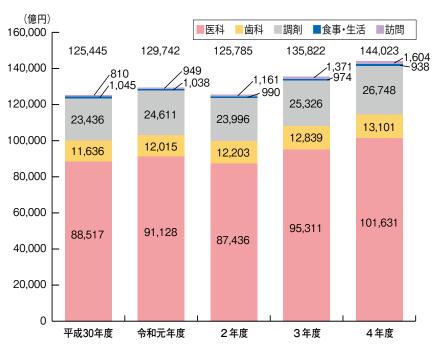
は6億6580万件で対前

電子レ

セプト

の件数の合計

(調剤



		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
	総計	125,445	129,742	125,785	135,822	144,023
	医科	88,517	91,128	87,436	95,311	101,631
金額	歯科	11,636	12,015	12,203	12,839	13,101
(億円)	調剤	23,436	24,611	23,996	25,326	26,748
	食事・生活	1,045	1,038	990	974	938
	訪問	810	949	1,161	1,371	1,604
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
TI	総計	2.0	3.4	▲ 3.0	8.0	6.0
対前	総計医科	2.0 2.7	3.4 2.9	▲ 3.0 ▲ 4.1	8.0 9.0	6.0 6.6
対前年度増						
対前年度増減率	医科	2.7	2.9	▲ 4.1	9.0	6.6
対前年度増減率(%)	医科	2.7	2.9	▲ 4.1	9.0 5.2	6.6 2.0

度7 定回 6歳 ナウ 不妊 改定により 度 ٤ 療料及び小児か 用 超 は 診 7 16 15 定 では耳 えて 療 % 医 П 婦 婦 令 1 % O※数は 、ます 減少し]数增 未満 科別 八科 を 数 1 影 人科 和 特 科 治 増 響 増 超 iv 療 4 9 入院外診 12 加等 ど小 にみ えたて 加 Ö 加 0 年 対 % ス 鼻 小 、拡大さ 及び 感染 保険 対 度 前 7 増 増 咽 児 分象年 児科 阋 į 増 る 1 加 加 診 科 Ó 年 喉 かり ٤ 令 秤 度 る外科を除き増 加 影響です 症 は 適 療 療 科 や 和2年 ħ 齢 関 用 報 所 0) 不 で大きく 15 や医 耳 つけ 特に た小児科 が 連 増 妊 0) 酬 まし 診 の件数は対前 鼻 73歳 影響 療科別 改定 診 加 治 対 0 療 咽 た。 診 度 産 療 元年 は 療 % **図** 機 喉 未満 療 診 新 増 で E 行 Ó 増 婦 療報酬 科 関 外 保険 度で 人科 料 為 型 加 6 対 お 加 に 表 数 z 0) 来 か O割 け 加 元年 で コ 3 算 算 は る b 適 を が 口 る で 年

図表2●電子レセプトの総点数の推移

【】内の数値は構成割合 ()内の数値は対前年度増減率

で、

令

和

元

年

度

٤

比

較

す

ると

4

0

%

0

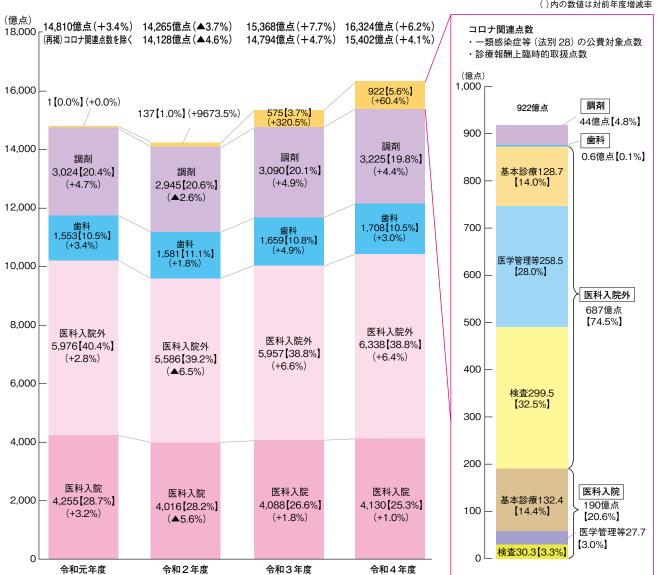
増

で

だ

図

表3-1



図表3-1●電子レセプトの件数及び点数

		合計	医科入院	医科入院外	歯科	調剤
件数	令和元年度	64,514	855	50,471	13,188	32,371
(万件)	令和2年度	58,264	770	44,921	12,573	28,957
	令和3年度	62,798	794	48,485	13,520	31,227
	令和4年度	66,580	785	51,958	13,837	33,952
	対前年度増減率	+6.0%	▲ 1.1%	+7.2%	+2.3%	+8.7%
	対元年度増減率	+3.2%	▲ 8.2%	+2.9%	+4.9%	+4.9%
点数	令和元年度	14,810	4,257	5,976	1,553	3,024
(億点)	令和2年度	14,265	4,068	5,669	1,583	2,946
	令和3年度	15,368	4,268	6,329	1,668	3,103
	令和4年度	16,324	4,321	7,025	1,709	3,270
	対前年度増減率	+6.2%	+1.2%	+11.0%	+2.4%	+5.4%
	対元年度増減率	+10.2%	+1.5%	+17.5%	+10.0%	+8.1%
(再掲)	令和元年度	14,809	4,255	5,976	1,553	3,024
コロナ関連点数を除く	令和2年度	14,128	4,016	5,586	1,581	2,945
	令和3年度	14,794	4,088	5,957	1,659	3,090
	令和4年度	15,402	4,130	6,338	1,708	3,225
	対前年度増減率	+4.1%	+1.0%	+6.4%	+3.0%	+4.4%
	対元年度増減率	+4.0%	▲ 2.9%	+6.1%	+10.0%	+6.6%

注1) 件数の合計には、調剤分を含まない。

図表3-2●医科入院外電子レセプトの件数・点数(診療所の診療科別)

医科入院外						
			病院	診療所		
件数(万件)	令和元年度	50,471	10,742	39,729		
	令和2年度	44,921	9,639	35,282		
	令和3年度	48,485	10,375	38,110		
	令和4年度	51,958	10,821	41,136		
	対前年度増減率	+7.2%	+4.3%	+7.9%		
	対元年度増減率	+2.9%	+0.7%	+3.5%		
点数 (億点)	令和元年度	5,976	2,422	3,554		
	令和2年度	5,669	2,364	3,305		
	令和3年度	6,329	2,588	3,741		
	令和4年度	7,025	2,724	4,301		
	対前年度増減率	+11.0%	+5.3%	+15.0%		
	対元年度増減率	+17.5%	+12.5%	+21.0%		

[医科入院外診療所の診療科別内訳]

		内科	小児科	外科	整形外科	皮膚科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	その他
件数(万件)	 令和元年度	13,693	3,404	1,079	3,306	4,351	1,578	3,968	4,305	4,045
	令和2年度	11,665	2,489	917	3,201	4,403	1,568	3,677	3,347	4,015
	令和3年度	12,772	3,033	931	3,475	4,397	1,691	3,845	3,593	4,374
	令和4年度	14,034	3,550	980	3,613	4,371	1,798	3,976	4,181	4,633
	対前年度増減率	+9.9%	+17.1%	+5.3%	+4.0%	▲ 0.6%	+6.4%	+3.4%	+16.4%	+5.9%
	対元年度増減率	+2.5%	+4.3%	▲ 9.2%	+9.3%	+0.4%	+14.0%	+0.2%	▲ 2.9%	+14.5%
点数 (億点)	令和元年度	1,437	283	125	338	217	146	283	284	440
	令和2年度	1,325	220	110	338	220	149	278	225	440
	令和3年度	1,520	320	115	365	223	160	297	261	480
	令和4年度	1,756	419	126	378	219	258	311	324	511
	対前年度増減率	+15.5%	+31.1%	+9.1%	+3.4%	▲ 1.7%	+61.4%	+4.8%	+24.0%	+6.5%
	対元年度増減率	+22.1%	+47.9%	+0.9%	+11.6%	+0.7%	+76.3%	+9.7%	+14.2%	+16.2%

注2) 食事・生活療養費を含まない。

図表4-1●医科入院

【】内の数値は構成割合 ()内の数値は対前年度増減率

(点) 5,000 4.359点(+3.1%) 4.463点(+2.4%) 4.575点(+2.5%) 4.766点(+4.2%) 4.500 手術 887[18.6%] 841 [18.4%] (+5.0%) 801 [18.0%] 4,000 782[17.9%] リハビリ (+3.6%)テーション 74【3.6%】(**▲**0.7% 175【3.8%】(+1.1%) 73[3.9%](+12.0%) 54[3.5%](+3.9%) 3.500 702【14.7%】 (+7.9%) 651[14.2%] (**△**0.8%) 入院基本料 656[14.7%] (+3.9%) 631 [14.5%] (+1.0%) 3,000 694[14.6%] (+1.2%) 特定入院料 686【15.0%】 (+1.3%) 677【15.2%】 (+1.3%) 669[15.3%] (+4.7%) 2.500 包括評価 2,000 1,451 [30.5%] 1,399[30.6%] 1,500 1,371 [30.7%] (+1.0%) 医薬品 1,357[31.1%] (+2.0%)1,000 特定器材 218[4.6%](+3.1%) 212[4.6%](+4.1%) 203[4.6%](+1.2%) 201 [4.6%] (+9.8%) 500 345【7.5%】 (+8.9%) 366**[**7.7%**]** (+6.0%) 304**[**7.0%**]** (+6.2%) 317**[**7.1%**]** (+4.2%)

266 [5.8%]

(+0.7%)

令和3年度

注1) 構成割合の3%未満の診療行為大分類は「その他」に集計

264[5.9%]

(+1.4%)

令和2年度

注2) コロナ関連点数は除く

O

261 [6.0%]

(+3.8%)

令和元年度

図表4-2●医科入院外



- 注1) 構成割合の3%未満の診療行為大分類は「その他」に集計
- 注2) コロナ関連点数は除く

1 電子レセプトの 医科入院

当たりの点数 は 4 7 6 医 科 入院に 6 点で お け 対 る

-度診療

報 7

酬

改定で新設され

た急

性

診

4

た

7

その他

凡例

273 [5.7%]

(+2.5%)

令和4年度

【】内の数値は構成割合

1

1)° ますが 本 口 因 特定器 料 数 をみると、 診療行為別に主な対前 が 0) 増 これ 材 加 した影 が 手 9 こは全体: 6 % 術 0 が響で)増加 0 的 が % な手 す。 5 増 は、 年 度 加 術 **⁾增減要** 入院 令 5 0 L 和 算 7 %

4

1 診

日

当

た セ

4) 別

点

数 **(7)**

(7)

(1)

年度 4 2 % Õ 増で した **図** 表 4

2 医科入院

6 医科入院外の 点で対前年度 1 0 H 当 一たり 5 % Õ 点 数 増 で は 8

定

(図表4-2) 療行為別に主な対前 年度 増 減

期 0) 配 増 置 充 加算 実体 加 0 影 Ö 響 対象拡大に伴 が 挙 げら n う算 ます 定 回 数 師

数 増 因 43 必響です をみ 加 改 が 定で 9 増 は全体的 ると、 % 加 不妊治 0) した影響です。 増 加 な 初 療が は令和 診 (特に 保険 小 4 |適用さ 年 児 手 度診 術 算 7 n 療 定

制 加 算 精 神 科 急性 期 医

3 歯 科

で対

前年度3

6

%

0 点

増 数

で

た 0

図 点

歯

科の

1

百当

たり

î

8

7

表4-3

診

療行為別

主

な

対

度

減要

図表4-3 | 歯科

(点) 【】内の数値は構成割合 900 ()内の数値は対前年度増減率 717点(+1.9%) 763点(+6.4%) 779点(+2.0%) 807点(+3.6%) 800 61 [7.6%] (+2.1%) 初診料 60[7.7%](▲1.3%) 61 [8.0%] (+1.9%) 47 [5.8%] (+4.9%) 700 44[5.7%](+0.8% 60[8.4%](+3.1%) 44[5.8%](+7.8%) 再診料 126[15.6%] 41 [5.7%] (+5.2%) 117[15.0%] (+7.5%)106[13.9%] (+10.2%)600 (+17.0%)医学管理等 91【12.6%】 (+4.7%) 500 172[21.3%] 処置 167[21.9%] 175 [22.5%] (▲1.8%) (+5.1%)159[22.2%] (+4.9%)(+3.7%)手術·麻酔 400 25[3.0%](+1.8%) 24[3.1%](+3.3%) 24[3.1%](+1.3%) 23[3.2%](+2.5%) 67[8.3%](+20.0%) 54[7.0%](+0.7%) 56[7.2%](+3.9%) 検査・ 53 [7.4%] (+2.7%) 病理診断 300 39[4.9%](+5.3%) 37[4.8%](+5.3%) 37[4.8%](+1.8%) 35[4.9%](+2.4%) 画像診断 200 240[31.4%] 225 [31.4%] 233 [29.9%] 237 [29.3%] 歯冠修復及び (1.7%)(+6.4%)(+1.6%)(A3.0%)欠損補綴 100 その他

32[4.1%](+3.2%)

令和3年度

34[4.2%](+5.4%)

令和4年度

凡例

注1)構成割合の3%未満の診療行為大分類は「その他」に集計

31 [4.1%] (+3.0%)

令和2年度

注2) コロナ関連点数は除く

0

30[4.2%](+3.5%)

令和元年度

また、 周 う蝕管理加算 σ 冶 周 病安定期治療Ⅱに含まれ別に算 療工と統合されたことに 増 料 加 病 0 安定期 算定回 は 検査 令和 |数が 治 4 病 年 療 璭 度 増 II診 が 診 加 断 歯 療 Ĺ 周 報 た影響 0) ょ 病安 酬 20 ŋ 改 定 定で 0 定 %

以期管理 加 及 Ĩ 歯 エ ナ 衛 X 生 ıν 実 質 にです 地 初 指 期 が できな

増

加し

た影響です

か

つ

た歯周

病検査

0)

が算定

回

数

算

長

調

4 | 4 | 対 調 前年度 剤 0) 1 $\widehat{3}$ H 当 2 た % ŋ 0 点 減 数 で は 8 た 0

図

点

で

表

療行為別 1 主な対前 年度 増 減 要

診

% の

増加

は歯科疾患管理料とそ

0)

加 5

因をみると、

「医学管理

等 前

0) 増

7

血 ラ % 減 因 ア を 傾 0) ŀ の影響です。 先 /は令和 向 増 Ė 天性血 0 る 加 1 抑制 はデ 性 4 皮膚炎等 等) 友病 年度の薬価改 ユ ピ 注 0 A患者 ク 算定回 上射薬 セ 5 ŀ 定 数 お ム 0) 注 ラ 9 0) け 4 引 射 増 る ヺ 2 出 薬 加

4 剤

図表4-4●調剤 【】内の数値は構成割合 ()内の数値は対前年度増減率 900 768点(+4.4%) 856点(+11.4%) 834点(▲2.6%) 807点(▲3.2%) 73[8.5%] 800 (+7.0%)76[9.1%] (+4.0%) 77[9.5%] (+1.0%)68[8.9%] 調剤基本料 (+6.2%) 157[18.3%] 700 (+4.1%)156[18.7%] $(\triangle 0.3\%)$ 156[19.3%] 151 [19.6%] (▲0.1%) 薬剤調製料・ 薬学管理料 (+1.1%)600 500 内服薬 471 [55.0%] 400 450 [53.9%] (+12.7%)423 [52.4%] (4.5%)418 [54.4%] (45.9%) (+4.2%)注射薬 300 200 外用薬 62[7.3%](+30.7%) 67[8.0%](+6.6%) 69[8.6%](+4.2%) 48[6.2%](+19.9%) 100 その他 86[10.1%] 79[9.5%] 78 [10.2%] 76[9.4%] (+10.3%)(\$8.0%) (+2.6%)(4.2%)0

令和3年度

令和4年度

凡例

注1)構成割合の3%未満の診療行為大分類は「その他」に集計

令和2年度

注2) コロナ関連点数は除く

令和元年度

注3) 薬剤調製料は令和3年度までは調剤料である

及び院外処方進展の影響です み ٤ 内服 薬」 0) % 0)

保険者からの再審査請求において 「原審どおり」となる事例の解説

事例

関節リウマチに対するD215の2のロ(3)超音波検査(断層撮 影法)(その他)の算定について

本事例は、保険者からの再審査請求において「診療報酬明細書に記載された傷病名より、超音 波検査 (断層撮影法) (その他) の算定はいかがか」との申出が行われた事例です。

関節リウマチに対する D 215の2のロ(3)超音波検査 (断層撮影法) (その他) は、「関節リウマチ」 の骨破壊の原因である滑膜炎の存在と、リウマチの特徴的な骨破壊像である骨びらんを描出する ことができるため有用となることを踏まえ、審査情報提供事例(医科)において認められるとし ていることから、本事例は原則として原審どおりとなりますので、再審査請求の申出を行う場合 はご留意ください。

【告示 令和4年3月4日付け厚生労働省告示第54号】(抜粋)

<別表第一 医科診療報酬点数表・第2章・第3部・第3節 超音波検査等>

D215 超音波検査(記録に要する費用を含む。)

- 2 断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)
 - ロ その他の場合

(1) 胸腹部 530点

(2) 下肢血管 450点

(3) その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等) 350点

【審査情報提供事例 (医科)】 (抜粋)

(公表日:平成29年2月27日)

- ○関節リウマチに対するD215の2のロ(3) 超音波検査(断層撮影法)(その他)の算定について
- ○取扱い

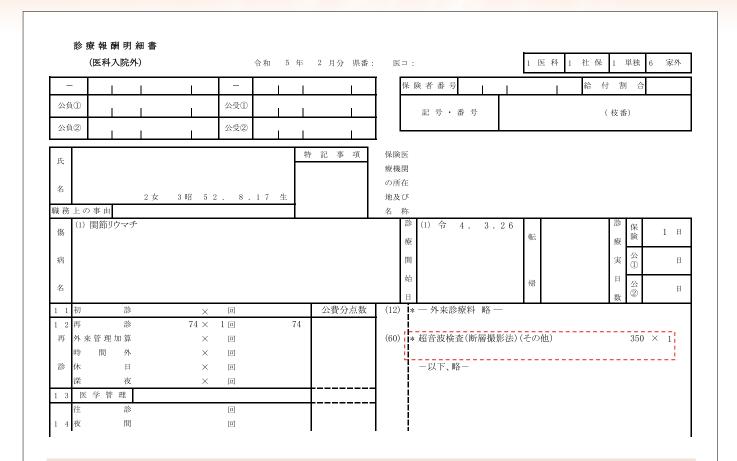
原則として、「関節リウマチ」に対する診断及び経過観察を目的として実施した「超音波検査(断 層撮影法)(その他)」の算定は認められる。

○取扱いを定めた理由

「関節リウマチ」の骨破壊の原因である滑膜炎の存在と、リウマチの特徴的な骨破壊像である骨 びらんを描出することができるため「超音波検査 (断層撮影法) (その他)」が有用である。

○留意事項

経過観察として認める場合の期間(算定間隔)については、個々の症例により適正なものとす ること。



保険者からの再審査申出内容

診療報酬明細書に記載された傷病名より、D215の2の口(3)超音波検査(断層撮影法)(その他) の算定はいかがか。

原審どおりとなる理由

関節リウマチに対するD215の2の口(3)超音波検査(断層撮影法)(その他)は、「関節リウマチ」 の骨破壊の原因である滑膜炎の存在と、リウマチの特徴的な骨破壊像である骨びらんを描出する ことができるため有用であることから原審どおりとなります。

なお、このことについては、支払基金における「審査情報提供事例(医科)」(公表日:平成29 年2月27日)において、原則として、認められる旨示しております。

特定健診等の実績報告のオンライン提出に関するご案内

毎年度保険者の皆様に行っていただく特定健診等の実績報告については、現在約7割の保険者がオ ンライン(共同情報処理システムで提出する保険者を含む)で提出しています。

本ページでは、実績報告のオンライン提出によるメリットや、オンラインでのみ利用できる機能に ついてご紹介します。電子媒体でご提出されている保険者におかれましては、是非オンライン提出へ の変更をご検討ください。

実績報告のオンライン提出によるメリット

- ・データ受領書・エラー連絡書等がオンラインの画面上で即時取得可能となります。
- ・受付エラーが発生した際には、保険者自身でオンラインの画面上より過去の送信データを削除し、訂正 分を再送信することで、すぐに修正を行うことができます。
- ・電子媒体の郵送費の削減及び受付結果が返送されるまでの時間の短縮が可能となります。
- ・データの暗号化が不要になります。

オンライン化により利用可能となる機能

<特定健診情報の随時提出>

閲覧用ファイルを送信することで、特定健診情報のオンライン資格確認等システムへの連携が可能と なります。健診が終了した当年度のデータも提出することができるため、マイナポータルでの本人によ る確認がより早く行えるようになります。

ただし、随時提出を行った場合であっても、別途実績報告を行う必要があるためご留意ください。

提出形態	オンライン資格確認等システムへの連携	マイナポータルでの本人による確認ができる時期
オンライン	随時**可能	随時提出を行った翌日 (当年度の健診データも提出可)
電子媒体	実績報告時の年に一度のみ	健診を受診した翌年度の 11 月頃

※運用期間…平日9:00-21:00年末年始(12月29日~1月3日)を除く

<特定健診情報の保険者間引継ぎ(リクエスト)>

加入者の保険者の異動があった場合、異動後の保険者において以前に加入していた保険者の特定健診 情報を取得することができます。

オンライン提出に係る届出方法及び届出書類の提出期限

毎月20日までに次のいずれかの届出書類をご提出願います。

- (1) 支払基金の費用決済代行業務を利用している場合 「特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届」を最寄りの審査委員会事務局へご提出ください。
- (2) 支払基金の費用決済代行業務を利用していない場合 「オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書」を支払基金本部事業統括部へご提出ください。 翌月10日頃に審査委員会事務局よりユーザー ID、パスワード、セットアップCDを送付します。
- 9月20日(水)までに届出書類をご提出いただけますと、今年度の実績報告をオンラインで行うことが できます。

ホームページのご案内

支払基金ホームページ(https://www.ssk.or.jp/)にて、オンライン化や実績報告に関する資料を掲載し ています。是非ご覧ください。

●トップページ→事業内容→特定健診・特定保健指導・事業者健診関係業務→特定健康診査等の実施状況に関す る結果の報告に係る業務(保険者の方)→特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告に係るお知らせ

機能	電子媒体	オンライン	備考
決済業務 (月次)	0	0	オンラインの場合、特定健診等データ(月3回)及び請求関係 帳票の取得が適宜可能
実績報告の提出	0	0	・電子媒体での提出の場合に支払基金から郵送されるデータ受領書・エラー連絡書等が、オンラインの場合は即時取得可能・データの暗号化が不要
特定健診情報の随時提出	×	0	オンライン資格確認等システムと連携する機能についてはオン
特定健診情報の保険者間 引継ぎ (リクエスト)	×	0	ラインでのみ利用可

information

理事会開催状況

6月理事会は6月26日に開催され、議題は次のとおりでした。

議題

- 1 議事
 - (1) 役員等の選任(案)
 - ア 公益代表役員等の選任
 - イ 診療担当者代表役員の選任
 - (2) 令和4事業年度事業状況及び決算(案)
 - ア 審査支払会計及び保健医療情報会計等
 - 財政調整等特別会計(後期高齢者医療特 別会計、退職者医療特別会計等)
 - ウ 本部監事監査結果報告
- 報告事項
- (1) 令和5年6月審査委員改選の状況

- (2) 令和4年度の支払基金の取扱状況
 - ア 診療報酬等確定状況(令和4年4月診療 分~令和5年3月診療分)
 - 審査状況(令和4年5月審査分~令和5 年4月審査分)
 - ウ 特別審査委員会の審査状況(令和4年5 月審查分~令和5年4月審查分)
- (3) 支払基金定款の一部変更の認可
- 3 定例報告
 - (1) 令和5年4月審査分の審査状況
 - (2) 令和5年5月審査分の特別審査委員会審査 状況

(2023/7/2時点)

8,167

89,711

70,079

61,612

参考:全施設数

医科診療所

歯科診療所

病院

薬局

- (3) 令和5年5月理事会議事録の公表
- その他

令和5年6月期末手当及び勤勉手当

プレスリリース発信状況

6月 1日 令和5年3月診療分は対前年同月伸び率で確定件数10.1%増加、確定金額7.8%増加

6月27日 6月定例記者会見を開催

オンライン資格確認システムの導入状況

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

210,966施設(91.9%) / 229,569施設

※義務化対象施設に対する割合: 98.6%

2.準備完了施設数(カードリーダー申込数の内数)

192,840施設(84.0%) / 229,569施設

※義務化対象施設に対する割合: 90.2%

3. 運用開始施設数 (準備完了施設数の内数)

180,425施設(78.6%) / 229,569施設

※義務化対象施設に対する割合:84.4%

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	98.8%	98.9%
医科診療所	91.4%	98.1%
歯科診療所	88.6%	99.7%
薬局	95.4%	98.2%

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	93.4%	93.6%
医科診療所	81.1%	87.0%
歯科診療所	78.1%	87.8%
薬局	93.8%	96.5%

	全施設数	義務化対象施設
	に対する割合	に対する割合
病院	89.1%	89.3%
医科診療所	74.2%	79.6%
歯科診療所	71.4%	80.3%
薬局	91.8%	94.5%

注) 義務化対象施設数は、社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求している医療機関・薬局の合計(213,869施設)で算出

(紙媒体による請求を行っている施設を除く。令和5年3月診療分)

出典:厚生労働省HPより

支払基金の人事異動

令和5年7月5日付

新職名

本 部 経営企画部 部付

北波 孝 前職名

厚生労働省大臣官房付

●令和5年7月7日付

新職名

本 部 審査支払システム共同開発準備室室長代理

高木 有生

前職名

厚生労働省大臣官房付

●令和5年7月8日付

橋本 敬史

理事長特任補佐(データヘルス担当) 本 部 医療情報化推進役兼務

●令和5年7月18日付

本 部 医療情報化推進役

三好 圭

●令和5年7月31日付

倉吉 紘子

前職名 本 部 経営企画部長

前職名

厚生労働省参事官